## 教員の過労自殺に関する研究 - 判例の分析を通して -

(平成21年11月30日 受理)

人間科学系 東 野 充 成

# A Study on Suicide under Overwork of Teacher: Analysis of Law Cases in Japan

(Received November 30, 2009)

Kyushu Institute of Technology Mitsunari HIGASHINO

## 1. 教員の多忙と疲弊

教員の多忙化やバーンアウトの問題が指摘されて久しい。にもかかわらず、その状況に改善の兆しは一向に見えない。文部科学省の『教員勤務実態調査(小・中学校)報告書』によると、小学校教員で第1期(平成18年7月3日~30日)1日の平均残業時間は1時間49分、持帰り時間は平均47分に及ぶ。休日の持帰り時間も平均2時間18分に及び、平日・休日のかかわりなく、勤務が多忙化している様子が窺える。また、『平成19年度文部科学白書』によると、病気休職者に占める精神性疾患の割合は、平成9年度以降平成18年度現在まで年々増加し続けている。平成9年度には実数で1609名、割合で38.6%だったが、平成18年度には実数で4675名、割合で61.1%にまで膨れ上がる。もちろん、文部科学省も教員のメンタルへルスに関して調査研究を実施し、教育委員会に指導・助言するなど、こうした状況に手を拱いていたわけではない。しかし、それにも増して、教員を取り巻く環境が多忙や疲弊を生みやすいものへと変化しつつあるといえるだろう。

そもそも、教職という仕事自体が多忙や疲弊につながりやすいという点は、つとに指摘されるところである。教職とは子どもや保護者を相手とするヒューマンサービス職であると同時に、どこまでやったら達成とするのかがきわめて判りにくい教育活動を主とする仕事である。こうした教職という仕事のもつ対人関係性、無定形性が多忙や特に精神的な疲弊を生み出すと考えられてきた。それに加えて、近年では、教員の多忙や疲弊をますます深刻化させる要因が相次いで指摘されている。松浦(1999)によると、近年の教員の多忙化・疲弊化の背景には、仕事量の増大、特に事務的、形骸的な仕事の増大と、教育困難への対応があるという。すなわち、「教師にとって子どもの教育に打ち込めるやりがいのある多忙ではなく、教職の形骸化を伴ういわゆるやりがいのない多忙化であり、その結果、心身の疲弊とバーンアウトに陥る」(26頁)と指摘している。実際、学校教育に対する社会からの要請はどんどん肥大化しており(東野2010参照)、教員免許更新制など教員の多

忙化や疲弊を促す要因には事欠かない1)。

また、現職の高校教師である田中(1993)は、次のように述べている。「いやいやながらも、あるいは自ら積極的にがんばってしまい、その結果忙しくなってしまう、という側面があるように思う。では、なぜがんばってしまうのか。それは現場がさまざまな不安につきうごかされているからのように思われる」(50-51頁)と。そして、その不安の向かう先として、管理職や学校外部の人間、生徒などを挙げ、不安につきうごかされながら仕事に囚われていく様子を活写している。こうした状況の中で、教員の多忙化や疲弊は深刻化しているものと思われる。

そして、教員の多忙や疲弊の最も深刻な形が、過労死や過労自殺である。教員独自に過労死や過労自殺について数え上げた統計調査の類は管見の限り知らないが、厚生労働省の「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」によって、その概要を知ることができる。その平成19年度版によると、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況は、請求件数が931件、支給決定件数が392件で、内死亡にまで至った事例は請求件数で318件、支給決定件数で142件となっている。このうち、業種別の分類で「教育、学習支援業」に分類される者の件数は、請求件数で16件、支給決定件数で9件となる。一方、精神障害等の請求件数は952件、支給決定件数は268件、内自殺(未遂を含む)にまで至った事例は請求件数で164件、支給決定件数で81件である。このうち、業種別の分類で「教育、学習支援業」に分類される者の件数は、請求件数で25件、支給決定件数で8件となっている。

また、1988年から2007年まで20年間の労災に関わる裁判をまとめた外井(2009)によると、公立学校の教師で過労に係る裁判は23件見られた。この中には、名古屋の瑞鳳小学校事件や東京の町田高校事件など最高裁まで争われ、その後の過労死に関する判例法理の形成に重大な影響を与えたものも見られる。むろん、これは裁判にまで至った事例であり、実際の教師の過労や疲弊がもっと広範に存在することは、想像に難くない。

ただし、こうした数量的な把握だけからでは、教員の過労死や過労自殺の実態を掴むことは程遠い。問題は、個々の教員がどのような過程を経て過労死や過労自殺に至ったのか、そのプロセスを個別的に丹念に追いかけることである。また、その背景に教員や学校を取り巻くどのような問題状況の本質が存在するのかを具体的に追究することである。こうした地道な作業を続けることこそが、教員の過労死や過労自殺を予防し、そのメンタルヘルスの向上を図る上で、最も重要なことである。

### 2. 目的と方法

そこで、本稿では、教員の過労自殺が問題となった裁判を取り上げ、以下の諸点を明らかにすることを目的とする。①具体的にどういったプロセスを経て過労自殺へと至ったのか、その過程を判決文をもとに再構成すること。②中心的な争点は何で、原告及び被告はどのような主張をし、裁判所はそれらの主張に対してどのような判断を下したのか。そこから、③教員の多忙や疲弊を生み出す問題状況の本質、メカニズムとは何なのかについて考察を加えることを目的とする。

過労死や過労自殺の認定を巡る際、最も問題となるのが、過労死や過労自殺と業務(公立学校の教員の場合には公務なので、以下では公務とする)との間に、相当因果関係が存在するかどうかである。すなわち、公務に起因して過労死や過労自殺が発生したのかが最大のポイントとなり(公務起因性)、過労死や過労自殺の不処分の取消等を求めて争われる場合、原告はその死が公務に起因したことを、被告はその死が公務に起因していないことを主な争点とする。そして、裁判所は、原告の立証及び被告の反証を通して、過労死・過労自殺と公務の相当因果関係について判断することになる。したがって、こうした主張・判断には、教員の公務とは何なのか、教員とはどういった存在なのかをめぐる原告、被告、裁判所の教育観なり教師観なりが如実にあらわれることになる。上記②においては、こうした視点から分析を行う。

なお、本稿では、過労死ではなく、過労自殺をめぐる裁判を取り上げるが、これは過労死の問題を等閑視しているが故ではなく、公務起因性をめぐる問題が過労自殺裁判においては、より鮮明にあらわれていると考えるからである。すなわち、自殺というきわめて内心的な意思決定に基づく行為がほんとうに公務に起因してなされたものなのか、当事者は活発な立証活動を展開することになる。したがって、そこには、当事者が考える教育観なり教師観なりがより鮮明にあらわれてくると思われるからである。

分析の対象とするのは、平成13年3月23日に盛岡地裁で判決が下された、岩手県の小学校教諭に関する事件と、平成19年8月28日に仙台地裁で判決が下された、宮城県の中学校の教諭(英語科)に関する事件の2つである。(以下、前者を岩手県事件、後者を宮城県事件とする)。事件の概要は後で詳述するが、ともに教員の自殺に際し、遺族が公務災害の認定を地方公務員災害補償基金に申請したが、公務外認定処分を下されたので、その取消を求めて訴え出たものである。本稿で取り上げる判決はともに下級審のものであるが、本稿はそもそも法学的な判例研究を目的としたものではないし、また教員の過労自殺をめぐる裁判の絶対数が少ない中で、上記2件は裁判所の判断を示したきわめて貴重な判決である。そこで、この2事件を取り上げることとした。

## 3. 概念の定義

具体的な分析に入る前に、過労自殺についての定義を行う。また、過労死・過労自殺を 巡る訴訟方法についてもここで確認しておく。

過労死については、厚生労働省『産業医のための過重労働による健康障害防止マニュアル』などで公的な定義をいくつか見出すことが出来る。また、過労死の認定基準に関しては、平成13年に労働基準局長名で発せられた通達「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(基発第1063号)が参考となる。一方、過労自殺に関しては、労働省(当時)が平成11年に発した通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(基発第544号)が参考になる。それによると、自殺の取扱いに関して、以下のように定めている。「ICD-10のF0からF4²)に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による

心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、…原則として業務起因性が認められる」。すなわち、業務に起因する精神障害によって自殺に至った場合を過労自殺とするということである。

その判断に当たっては、「多くの人々が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準によって評価する必要がある」とし、「業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び固体側要因の各事項について具体的に検討」することとしている。そして、仕事に伴う心理的負荷を評価するに当たっては、仕事量の変化、仕事の質の変化、仕事の責任の変化、仕事の裁量性の欠如、職場の物的・人的環境の変化、支援協力等の有無について判断されることになる。

以上が、国が示したおおよその過労自殺の判断基準である。ポイントとなるのは、やはり、業務と死亡との間に相当因果関係が認められるかどうかである。裁判にまで至った事件の多くは、この業務起因性を認めるか否かという点で争いになったものである。したがって、教員の過労死をめぐる裁判を分析することは、とりもなおさず、教員の公務とは何かという問題をめぐる争いであり、そこには当事者及び裁判所の教育観なり教師観が端的にあらわれている。これが、本稿において、教員の多忙・疲弊問題に際して、過労自殺裁判を取り上げる最大の理由である。

なお、過労死・過労自殺に際しての訴訟方法であるが、主に2つの方法がある。ひとつは民事訴訟で、使用者を直接相手取って使用者の安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任や不法行為に基づく損害賠償責任を追及するものである。たとえば、私立の真備学園事件の場合、こちらの方法が採られた。一方、公立学校の教師の場合、地方公務員災害補償基金に加入しており、通常当該基金を相手取った行政訴訟となる。すなわち、基金に労災を申請したが、過労死・過労自殺と認定されず却下された場合などに、その取消を求めて裁判となる事件がほとんどである。本稿で扱う事件でも被告が地方公務員災害補償基金都道府県支部長となっているのはそのためである。

## 4. 事件の概要

岩手県事件の原告は、自殺した夫Aの妻Bであり、Aは昭和57年4月から岩手県釜石市立平田小学校の教諭として勤務していた。昭和58年1月24日午前7時40分ごろ自宅を出た後行方が分からなくなり、同年2月6日、岩手県気仙郡の山中で縊死の状態で発見され、自殺と判断された(死亡時29歳)。Bは、本件自殺につき、昭和62年8月15日、地方公務員災害補償基金岩手県支部長に公務災害認定を請求したが、昭和63年11月22日付で同支部長は公務外災害と認定する処分を行った。この処分に対する取消請求が本件である。判決は平成13年2月23日に盛岡地裁で下された。結論を先取していえば、本事件は、教師の過重な公務に基づくうつ病による自殺につき、公務起因性が認められた初のケースである。したがって、下級審の判例といえども、その先例的な意味はきわめて大きい。以下の引用は、『労働判例』第810号56頁による。

ただし、岩手県事件に関しては、その後平成14年12月18日に仙台高等裁判所で控訴審

判決が下され、原告が敗訴している。すなわち、うつ病の原因が担当していた公務の過重であったとまでは認定することはできないとしたのである。この判決を受けて原告は最高裁に上告したが、平成15年7月17日に最高裁は不受理の決定をした。この控訴審判決の問題点等については、また別稿で検証していきたいと考えている。

宮城県事件の原告は、自殺した夫Cの妻Dであり、Cは平成10年に仙台市で開催された第28回全国中学校バトミントン大会の競技役員として大会準備に従事中に自殺した(死亡時36歳)。この自殺を受けてDは、地方公務員災害補償基金宮城県支部長に対し、地方公務員災害補償法に基づく公務災害の認定を申請したが、同支部長は平成15年5月23日付で、本件災害を公務外と認定した処分を下した。本件は、この処分の取消を求めて提訴されたものである。判決は平成19年8月28日に仙台地裁で下され、そのまま確定している。以下の引用は、『判例時報』1994号135頁による。

#### 5. 事件の分析

#### 5.1. 岩手県事件

岩手県事件につき、裁判所が認定したA教諭の勤務実態は以下のとおりである。まず、通常の校務分掌は、1年生の担任、教務部社会科担当、児童指導、児童会活動(広報)、PTA厚生部、地区担当、学級指導である。岩手県事件において最大の争点となったのは、実はこうした通常の校務分掌ではないのだが、それでも一例を挙げると、たとえば2学期には、10月から11月にかけて、PTAの運動会、遠足、芋の子大会、学芸会、ゲーム集会、マラソン大会と学校行事が連続している。こうした学校行事の連続も、裁判所が本件において過重労働を判断する上でのひとつの資料となっている。

しかし、岩手県事件において最大の争点となったのは、研究授業の存在である。A教諭は昭和57年度において、11月に道徳と国語の、2月には道徳の公開授業がそれぞれ予定されていた。当然こうした研究授業には、指導案の作成や資料の検討修正などの膨大な業務が付随することになる。しかも、同校では、研究授業は通常1人年1回と決められていたのだが、A教諭の場合、11月にすでに2回担当していた。そして、研究授業の存在が大きな心理的負荷となったことが、裁判では認められている。すなわち、Aが妻に述べた「俺には正月はまだないよ。公開が終わらないうちは正月なんて来ないよ。なんだかいつも背中にずっしりと重い荷物を背負って歩いているような感じなんだ」という言葉などが、研究授業の心理的負荷の重さを示す証拠として採用されている。

だが、被告側も主張しているように、確かに研究授業は心理的負荷を伴うものかもしれないが、公立学校の教員ならば通常想定される公務のひとつである。それに強度の心理的負荷を認めるならば、ほとんどの教員が異常なストレス下で日常の公務を遂行していることになる。それでもなお、本件において研究授業に伴う過重な心理的負荷が認められたのには、大きな理由があった。それが、道徳の授業方式をめぐる校長とA教諭との価値観の相違という問題である。平田小学校においては、道徳の授業で学級内の全児童を3つのグ

ループにわけ<sup>3)</sup>、各グループから1名ずつを抽出し、抽出された児童の価値意識の変容を図り、これに他の児童がかかわることにより、各グループの児童個々の価値意識を高めるという方式を採用していた(平田方式)。

一方、A教諭においては、以下のように、平田方式の道徳教育に対して強い違和感を有していた。「大変だな。平田方式って言われているけど、よく判らないな」「道徳的に見て、上中下と選ぶって、俺にはよく判らないな。難しいな。ランク付けをすることは、子どもたちを差別することにつながると思わないか」「いったい、子どもたちの心を育てるって、こういう授業でいいのかな」「抽出児を選んでやることに疑問を感じないでやるのであれば、もっと楽にできるんだろうけど、平田の形に入っていかなければならないということが自分にはできないから大変なんだ」などと生前妻Bに述べている。つまり、A教諭においては、平田方式の道徳教育に対して、日ごろから強い不満、違和感を覚えていたわけである。

こうしたA教諭の違和感がうつ病の要因となったことは、原告側が提出した医師の意見書(南雲輿志郎医師作成)でも採用されている。意見書では、次のように述べられている。「児童が主人公という教育理念、学校観をもち、川口分校(A教諭の前任校。筆者注)でその教育実践を行ってきた。平田小学校への転任は、1年生の担任、自主公開授業の担当という役割とともに、整備された管理教育体制の中で業務を行うことを意味した。特に抽出児の技法をもって道徳の授業計画を進める作業は、被災職員にとっては彼の児童観、教育理念にそぐわないものであり、疑問と迷いを伴い、業務として遂行しなければいけないという圧力と葛藤をおこし、被災職員に特別な精神的負担を与えた」と。

そして、裁判所もこの意見書を採用し、以下のとおり結論付けている。「平田小学校における道徳教育の手法である児童を3グループに分ける平田方式と自己の道徳教育に対する教育理念との乖離に悩みながらも、同小学校の一員として早くなじんでいこうという思いや教諭としての責任感から、平田方式を理解し、遂行しようと努力を続け、その中で強い精神的葛藤を抱いていたことは明らかというべき」「同年11月の道徳の授業研究会及び翌年2月に予定されていた道徳の公開授業では、(中略)平田方式に相当大きな心理的葛藤があったことが窺えるのであって、自己の教育理念に合致しないという意味において、意に沿わない公務に従事させられた面のあることは否定できない」と。こうした点を勘案する形で、裁判所はうつ病、そしてそれに続く自殺が公務に起因することを認定し、地方公務員災害補償基金岩手県支部が昭和63年11月22日付でなした公務外災害認定処分を取り消した(ただし、先述したように、控訴審判決で本判断は取り消された)。

#### 5.2. 宮城県事件

宮城県事件においては、教員の公務とは何かという問題が正面から突きつけられた。先述したように、本件は中体連の大会中にその役員である教員が自死したというケースである。つまり、中体連の運営は教員の公務なのか、仮に公務だとして、Cの自殺がそれに起因するのかが最大の争点となったわけである。

まず、自殺に至る前のCの勤務実態から見てみよう。裁判所の認定によると、平成10年

度のCの主な公務は以下のようなものであった。クラス担任(1年生)、英語の担当、生徒会の指導、バドミントン部の顧問、免許外教科(社会)の担当などである。それらに、さらに中体連の役員の仕事が加わったわけである。中体連の問題は後で取り上げるが、たとえば生徒会活動の指導に関して、裁判所は次のように述べている。「生徒を中心において必要な情報や資料を十分に提供し、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要である」と。これは一般的に認められた生徒会活動の趣旨に合致するものであり、教員の通常の公務と想定される。こうした教員に想定される通常の公務にも強い心理的負荷を認めたことは特筆に価する。

また、免許外である社会科の授業に関しては、Cが同僚に漏らした不安をあらわす言葉などを引用しつつ、次のように結論付けている。「指導経験のない科目であるため、免許を有する科目(英語)に比べ、授業の準備に多くの時間を費やした」と。これは、実質的に免許外科目担当の心理的負荷性を認めたものといえるだろう。つまり、原告の主張を採用したということであるが、一方被告側は次のように主張していた。「免許外の授業を担当することは珍しいことではなく、(Cの勤務していた)中学校においても、Cだけが免許外の科目を担当していたわけではなく、太郎の公務が特に過重であったこともない」と。この問題に関しては、後でまた触れたいと思う。

以上を総括して、裁判所は次のように認定している。「平成10年度においても前年度から引き続き、学級担任、生徒会指導、部活動指導の職務に従事しており、それ自体、義務教育課程における生徒の指導という重要な責任を伴うものであるから、一定の精神的負荷を与えるものというべき」「免許外科目である社会科を始めて担当するようになったことが認められる。(中略)相当な精神的付加を与えるものであった」と。つまり、通常の公務に伴う負荷さえ、相当程度のものと裁判所は認めたわけである。

それに加えてCは中体連の大会準備に当たっていたわけであるが、ではこの中体連の仕事というのは公務に当たるのだろうか。双方の主張を聞いてみよう。原告が中体連の仕事を公務と位置づける理由は以下のとおりである。まず、中体連は教育委員会も運営の主体とされ、文部省(当時)や地方公共団体に指導を受けながらなされており、全国中学校体育大会は学校教育そのものであると主張する。そして、Cが勤務していた中学校においては、部活動の顧問が校務分掌として任命されると、自動的に競技ごとに地区中体連の専門部員となり、この部員の中から互選によって専門委員等の役員が選出されるというシステムになっている。したがって、実質的に公務であるとするのが原告の主張である。

一方、被告は、中体連は任意団体であって、任意団体の定める規約に教員が拘束される 理由はないから、中体連の仕事に教員がどう関わるかは教員の裁量に任されていること、 中体連に関する学校長による職務分担の定めはないのであるから、中体連での仕事は公務 には当たらないこと、したがって、それに伴って発生する心理的な負荷や過重な労働は公 務起因性の過労自殺の要因とはならないと主張した。

こうした双方の主張に対して裁判所は、「当裁判所は、中体連関連業務は公務に当たるものと判断する」と判示した。つまり、原告の主張を採用したわけである。その理由は次のようなものである。まず、本件当時部活動は、学習指導要領上、特別活動であるクラブ

活動と代替させることが認められていた。本件中学校においてもクラブ活動は授業時間内には割り当てられず、部活動がクラブ活動の代替をし、実質的に正規の教育課程である特別活動のひとつと位置づけられていた。そして、「校長による部活動顧問への任命は、その後の市中体連、県中体連及び全中大会実行委員会の役員に正式に選任された場合には、これに就任すべき旨の職務命令を包含するもの(条件付きの職務命令)と認めるのが相当である」と判断し、先に述べた中体連以外の通常の公務の心理的負荷も加味して、公務である中体連の業務に起因してうつ病を発症し、自殺へと結びついたことを認定したわけである。裁判所が認定した超過勤務時間は、1ヶ月あたり100時間を超えるものであった。

以上のとおり、裁判所は中体連の業務を公務と認め、C教諭の自殺を公務に起因するものと認定した。それにより、地方公務員災害補償基金宮城県支部が平成15年5月23日付で原告に対してなした公務外認定処分は取り消されることとなった。

## 6. 考察

以上、教員の過労自殺に伴う2つの裁判を概観してきた。これらの事件は、少ない事例ではあるが、教員の多忙や疲弊、果ては過労死や過労自殺を生み出すメカニズムを、そして現下の学校教育が抱える問題状況の本質を強く示唆している。最後に、両事件から導き出される点を確認しておこう。

第1に、教職における公務と公務外の明確な分離の難しさを両事件はよく示している。そもそも日本の学校教育は、諸外国のそれと比較して、酒井(1999)や志水(2002)が指摘するように、全人格的な発達を目指した「指導」を旨として展開されてきた。いきおい教員の側も子どもの全面的な発達を目途として、教科活動以外にも、生活指導や生徒指導、進路指導、文化・体育活動、校外指導まで様々な活動に携わることになる。むしろ、「サラリーマン教師」という揶揄が逆説的に照らし出すように、公私の別なく、その生活を子どものために捧げるような教員が「良い教員」として認識されてきた(油布1999参照)。こうした公務の境界が曖昧な日本の教師や学校を取り巻く状況が、過労死や過労自殺のひとつの背景をなしていると考えられる。両事件判決において、教員に通常想定される範囲内の公務にも過労自殺を根拠づける心理的負荷が見出されたように、教職という仕事自体が過労を生み出す特性を内在させているのである。一方、宮城県事件判決においては、中体連の業務を公務と認め、自殺がそれに起因する点を認定した点には一定の評価を下せるが、中体連の業務を公務と記める。

第2に、学校教育が著しく肥大化しているということである。岩手県事件においては、 2学期に学校行事が延々と続く様子が事細かに記述されていた。宮城県事件においては、 奇しくも被告が主張していたように、中体連という本来任意的に行われるべき活動が、も はや学校や教員の半強制的な協力なしでは成り立たないことがよく示されている。そして、 こうした学校教育の肥大化現象は、現在でも間断なく進行している。新たな教育内容の拡 大、校外生活まで含めて子どもの生活全般に渡る教員の関与の拡大、地域社会や家庭との 連携協力など、学校教育の肥大化を示す現象を多々目にすることができる。そして、そのことがまた、教員の公務と公務外の分離を難しくしてしまう。

第3に、こうした学校教育の肥大化が進行しているにもかかわらず、条件整備はほとんど進んでいないということである。いみじくも宮城県事件において被告が主張していたように、現在少なくない教師が免許外の教科活動に従事している<sup>4)</sup>。これは教育職員免許法にのっとった措置として認められたものであるが、あくまでも例外的な措置であり、免許を有した教師がその免許にのっとった教科を指導できる体制を整えることが、本来的な姿である。この例外的な状況が拡大していることを逆手に取り、「みんなやっているから過重ではない」と訴える宮城県事件の被告の主張は本末転倒なものといわざるを得ないが、問題はこうした例外的な措置が恒常的に放置されてきたということである。それは、例外的な措置をもってしか運営できない条件整備の不備を示すものであり、教師の多忙や疲弊を生み出す要因のひとつともいえるだろう。

第4に、教職という職務そのものがもつ高い心理的負荷性を両判決とも認めていることは、特筆に価する。特に、岩手県事件において、教員が有する教育観や子ども観と学校が指定した教育方法に齟齬があること自体に強い心理的負荷を認めたことは、教職という仕事を理念や人格の関数として捉えたという点で、他の職業の過労自殺裁判においては見ることのできない特徴である<sup>5)</sup>。また、宮城県事件においては、生徒会活動の指導など通常の教育活動のもつ強い心理的負荷性も認められた。こうした裁判所の教職という仕事に対する捉え方は教育公務員という職務の特殊性に由来するものであるが、事務的、機械的に職務をこなしていくような教員を良しとしない通念的な教員像にも適うものである。教職という仕事の特性を勘案した両判決は、その点で高く評価できる。

しかしながら、こうした言説がもつ逆機能的な側面も見逃すことはできない。すなわち、高い理念をもち、強い心理的負荷を背負いながら無定形な日々の教育活動に邁進する教員を、教員の通常の姿、あるいはあるべき姿と見なすことは、結局は教職という公務の範囲や基準を曖昧なものとし、教員をより多忙や疲弊へと追い込む作用を果たしうるものだからである。むしろ、多かれ少なかれ、どんな教員であっても、何らかの教育に対する理念なり目標なり価値なりを有して日々の職務に従事しており、それらをより高めようとするのが教員養成や教師教育の最大の課題である。個々の教員や管理職との間で理念が一致している限りは良いかもしれないが、岩手県事件のように、理念や目的、方法にズレが生じる場合が普通である。そうすると、何らかの個別具体的な理念をもった人間が集まり、共同して活動に当たる教職という仕事自体が内在的に強い心理的負荷を伴った職業ということになるし、また、それらを高めようとする方向性は教師に係る心理的負荷をより強くする作用を営むことになってしまう。つまり、教職という仕事自体が過労自殺を生み出す素地を有しているとともに、その理念を追求することは過労自殺の危険性をますます高める可能性さえもっているのである。

その一方で、過労自殺の防止という名目で、教員自身が理念を高めることを放擲したり、 行政や管理職が教員の理念を圧殺するべく管理機構へ強度に組み込み、教員の裁量を縮減 する方策を採ったりすることは(ただし、管理機構への強度の組み込みは、むしろ教員の 心理的負荷をより高めると想定される。現に、現代の教員政策はこの方向に進みつつある)、 教職という仕事自体を自己否定するようなものである。過労自殺という問題から教職という仕事を見たとき、こうしたジレンマに突き当たることになる。その点で、教職の公務の基準を明確化することは、教職の理念を追求しながら、過労死や過労自殺を防止するための一定の歯止めとして機能しうると考えられる。筆者としては、条件整備の大々的な拡充が望めない中で、教師の多忙や疲弊、過労死や過労自殺を予防するためには、公務の基準を明確化するほかないと考えるが、その基準論については別稿に譲りたいと思う。

#### 注

- 1) 教師の多忙や疲弊の背景として、家庭の教育力が低下したからとの認識がよく聞かれるが、筆者はこの考えには与しない。「家庭の教育力が低下した。だから学校が家庭に代わって何とかしなければならない」という一種の幻想が学校教育の肥大化をもたらし、教師の多忙や疲弊を促進していると考える。
- 2) F0:症状性を含む器質性精神障害、F1:精神作用物質使用による精神及び行動の障害、F2:精神分裂病・分裂病型障害および妄想性障害、F3:気分〔感情〕障害、F4:神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害を指す。
- 3) 3つのグループとは、①規範意識が高く、考え方と行為が一致する、②考え方としては十分分かっているが、建前的で、行為が伴わない、③価値意識が低く、行為が伴わない、の3つである。
- 4) 少し古いデータとなるが、平成15年度の『文部科学白書』によると、2002年度公立中学校における 免許外教科担任許可件数は13.720件、公立高校では3.248件に達する。
- 5) 過労自殺に係る使用者責任に基づく損害賠償責任を認めた初めての最高裁判決として注目された電通事件(最二小判平成12年3月24日・『労働判例』779号13頁)においても、業務の実態はもちろん考慮されているが、業務の特性はあまり考慮されていない(本久2008参照)。

### 参考文献

東野充成 2010, 『教育法規の立法過程に見る子ども観の諸相』科学研究費補助金研究報告書

松浦善満 1999,「疲弊する教師たち-多忙化と『荒れ』のなかで-」油布佐和子編『教師の現在・教 職の未来』教育出版、16-30頁

本久洋一 2008, 「過労自殺と使用者の安全配慮義務」唐津博・和田肇編『労働法重要判例を読む』日本評論社、159-169頁

酒井朗 1999,「『指導の文化』と教育改革のゆくえ」油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出版、115-136頁

志水宏吉 2002, 『学校文化の比較社会学』 東京大学出版会

田中恒雄 1993,「教師の不安-多忙化と管理主義の根源-」教育科学研究会編『現代社会と教育5 教師』大月書店,50-71頁

外井浩志 2009. 『労災裁判1998-2007 - 安全配慮義務から職場環境配慮義務へ - 』 労働調査会

油布佐和子「教師は何を期待されてきたか-教師役割の変化を追う-」油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出版,138-157頁